

猪名川町立中学校における 部活動ガイドライン

平成31年3月

猪名川町教育委員会

目次

はじめに	P1
I 部活動の基本的な考え方	P2
1 学校教育における部活動の位置付け	
2 部活動の教育的意義と課題	
II 教育委員会が実施する施策	P3
1 中学校における部活動ガイドラインの策定	
2 「学校・家庭・地域」の連携	
3 部活動指導員の活用	
4 研修の実施	
III 学校が実施する施策	P4～P6
1 学校部活動に係る活動方針の策定	
2 部活動の設置	
3 各部活動の活動計画	
4 部活動指導員の活用	
5 事故防止及び健康管理（熱中症予防）	
6 校外（練習試合・大会等）における活動	
7 部活動指導の充実と配慮事項	
IV 休養日及び活動時間の基準	P7～P8
1 休養日	
2 活動時間	
3 大会等の見直しについて	
V 生徒及び保護者に対する配慮	P8
1 部活動への所属	
2 生徒の主体性の育成	
3 会計及び経済的負担	
VI その他	P9

はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化、科学など興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という）の指導のもと、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきました。

部活動に参加することで、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が期待されています。

しかし一方で、勝利至上主義的な考えによる過度な練習の強要、生徒の自主性・個性を軽視した運営、少子化による部員数や顧問数の減少、さらに近年では教職員の働き方改革の一環から顧問教員の超過勤務の増大などが問題になっており、持続可能な運動部活動の在り方が問われています。

猪名川町教育委員会（以下「教育委員会」という）は、部活動に関する国の動向やスポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、兵庫県の示した「いきいき部活動（４訂版）」を基に、猪名川町立中学校（以下「中学校」という）における部活動の在り方や運営等について検討し、「猪名川町立中学校における部活動ガイドライン」（以下「（町）ガイドライン」という）を定めます。

このことにより、生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための、資質・能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送れることを目指します。

「（町）ガイドライン」は、運動部活動について記載していますが、文化部活動についてもこれに準じて取り扱うものとします。

平成３１年３月
猪名川町教育委員会

I 部活動の基本的な考え方

1 学校教育における部活動の位置付け

中学校学習指導要領の総則（平成29年3月）では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示されています。

2 部活動の教育的意義と課題

（1）意義

部活動には生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

◇喜びと生きがいの場

◇体力の向上と健康の増進

◇豊かな人間性の育成

◇明るく充実した学校生活の展開

◇生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくり

（2）課題

従来から、次のような課題が指摘されています。

◇勝利至上主義的な考え方から生徒に過度の練習を強いるケースがある

◇生徒の自主性、個別性を軽視した運営がなされている場合がある

◇教員の超過勤務の増大が問題となっている

◇教師の競技経験等がなく、生徒が望む専門的な指導ができない

◇生徒数の大幅な減少により、部員数や顧問数が減少して、運営体制の維持が困難である

これらに加えて、近年では教職員の働き方改革の一環から、持続可能な部活動の在り方が問題になっています。

Ⅱ 教育委員会が実施する施策

1 中学校における部活動ガイドラインの策定

- (1) スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と兵庫県の示した「いきいき運動部活動（４訂版）」を基に「(町)ガイドライン」を策定します。
- (2) 「(町)ガイドライン」の策定にあたっては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と「いきいき運動部活動（４訂版）」で示された休養日及び活動時間の基準を踏まえて、町としての休養日及び活動時間等の基準を設定します。
- (3) 「(町)ガイドライン」における部活動とは、スポーツや文化及び科学等、中学校において教育課程外の活動として実施する全ての部活動について適用します。

2 「学校・家庭・地域」の連携

- (1) 部活動における指導の充実を図るため、社会教育施設の利用や活用に関して支援するとともに、協力体制を整備します。
- (2) 生徒の部活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、スポーツレクリエーション団体等との連携など、活動環境整備を進めます。
- (3) 生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、保護者の理解と協力を促します。

3 部活動指導員の活用

- (1) 猪名川町部活動指導員設置要綱（平成３０年２月２８日教育委員会要綱第３号以下「要綱」という）の規定に基づき、中学校の部活動指導の充実と教職員の負担軽減を行うために、積極的に任用します。
- (2) 部活動の位置づけ、教育的義務、科学的な指導、安全確保や事故発生後の適切な対応、体罰の禁止、サービスの遵守等に関する研修を行います。

4 研修の実施

- (1) 指導に必要な知識及び実技の質の向上並びに学校の部活動の適切な運営を図るため、部活動顧問を対象とする研修を実施します。

Ⅲ 学校が実施する施策

1 学校の部活動に係る活動方針の策定

- (1) 校長は、「(町)ガイドライン」にのっとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」(以下、「活動方針」という。)を策定し、4月中旬を目安に学校ホームページ等で公表するとともに、教育委員会へ報告します。
- (2) 活動方針の策定にあたっては、「(町)ガイドライン」に示された休養日及び活動時間の基準にのっとるものとします。

2 部活動の設置

- (1) 校長は、様々な事項について総合的に判断し、学校教育の一環として設置することが適切と判断する部活動を検討し、設置します。様々な事項としては、
 - 例えば、学校や地域の特色
 - 設置部活動の変遷
 - 生徒数の推移や生徒の実態、生徒のニーズ
 - 学校の施設・備品・用具の状況
 - 教員の指導経験及び教員数
 - 部活動指導員の確保等、などが想定されます。
- (2) 部活動の新設、統合、休止、廃止等については、生徒及び保護者の理解を十分に得られるように努めるものとします。

3 各部活動の活動計画

- (1) 校長は各部活動の活動時間及び休養日を設定し、公表するとともに、その運用を徹底します。その際おおむね次のような手順で行うものとします。
 - ア. 部活動顧問は、年間計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出すること。
 - イ. 校長は、部活動顧問の作成した年間計画、毎月の活動計画及び活動実績を確認し、生徒及び保護者へ公表すること。
 - ウ. 部活動顧問は、生徒に年間計画及び毎月の活動計画について指導するように努めること。
- (2) 毎月の活動計画の作成にあたっては、生徒の状況、学校の行事などを考慮して作成します。
- (3) 校長は、活動日、休養日及び活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講じます。

4 部活動指導員の活用

- (1) 部活動指導員を活用する時には、要綱にのっとって運用し、学校職員として、校務分掌に位置づけます。
- (2) 生徒が安全で充実した指導が受けられるとともに、部活動顧問の負担軽減が図れるよう、部活動顧問と部活動指導員との細やかな情報の共有と連絡を密に行います。
- (3) 部活動指導員の役割や勤務形態を学校内だけではなく、保護者にも周知し、理解を得られるように努めます。

5 事故防止及び健康管理（熱中症予防）

- (1) 校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めます。
- (2) 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努めます。
- (3) 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管又は管理するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導します。
- (4) 校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断します。

その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価（下図）を基に厳正に判断します。（WBGTが31℃以上の時は部活動は行わない。）

熱中症予防運動指針				
WBGT	湿球温度	乾球温度	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が進むので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- (5) 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導します。
- (6) 部活動をする時に、必ず顧問、部活動指導員又は代わりに対応できる教員で活動を見守り、指導します。
- (7) 部活動顧問は、事故が発生した場合速やかに校長に報告し、応急手当てを施します。校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなどの必要な措置を講じます。

6 校外（練習試合・大会等）における活動

- (1) 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した学校行事届の提出を活動実施 5 日前までに確実にし、校長の承認を得ること。
- (2) 移動手段については、徒歩、公共交通機関（借上げバス、タクシーを含む）を校外の活動場所への移動手段として利用します。
- (3) 部活動顧問は、校外で活動する場合、登下校の安全確保に向けて、次のことについて当日のみならず事前から具体的に指導します。
 - ・移動中の安全確保及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
 - ・他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- (4) 部活動顧問は、校外の活動場所への移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を行います。

7 部活動指導の充実と配慮事項

- (1) 部活動顧問は、各部活動において、その特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図ります。
- (2) 部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各部活の特性を踏まえた科学的な練習方法等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施します。
- (3) 部活動顧問は、安全点検の徹底、スポーツの障害・バーンアウトの予防、体罰・ハラスメントの根絶及び発達の個人差や、女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で、適切な指導を行います。
- (4) 個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を実施します。

Ⅳ 休養日及び活動時間の基準

1 休養日

各部活動の運営については、生徒のバランスの取れた生活と成長の確保の観点などを踏まえるとともに、教員の勤務負担軽減の視点からも次に掲げる事項について休養日の基準とします。

＜ノー部活デーの取組＞週あたり2日以上休養日を設定

（１）平日

ア 週1日以上休養日とする。

イ 朝練習は行わない。

※生徒の健康面・家庭の負担・教員の負担軽減・医学的視点

※夏季大会前、高温のため放課後の練習ができないと見込まれる場合は、校長の判断で朝練習を行うことができる。

（ただし1日の総練習時間は2時間とする。）

（２）休業日（土・日曜日及び祝日）

ア 週1日以上休養日とする。

イ 休養日に大会等に参加した場合は、1週間以内に休養日の振替を行う。

（３）長期休業日

ア Ⅳ－１－（１）（２）に規定する休養日の設定に準ずる。

イ 学校施設閉鎖日（8月中旬、12月29日～1月3日）は休養日とする。

ウ 長期オフシーズン（1週間程度を推奨）を確保する。

2 活動時間

各運動部の運営については、短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう、次に掲げる事項についての基準とします。

（１）平日

1日2時間程度以内とする。（短縮期間、学校行事、懇談等も平日対応）

（２）休業日（土・日曜日及び祝日）

1日3時間程度以内とする。

（３）長期休業日

1日3時間程度以内とする。

※活動時間とは練習時間に示す時間。更衣・用具の準備・片付け等は含まれない。

また、大会参加等にかかる移動時間も同様である。

※練習試合等、通常と異なる活動を行う場合も、Ⅳ－２－（１）（２）（３）の基準に原則基づき、生徒の健康状態に配慮して活動を行う。

3 大会等の見直しについて

学校単位で参加する大会については、生徒の健康・安全や教育上の意義、生徒・保護者や部活動の顧問の負担を考慮し、精査の上参加することとします。

合宿については、生徒の能力・経験による身体的負担、保護者の経済的負担、部活動顧問の負担を考慮し、廃止の方向で検討することとします。

V 生徒及び保護者に対する配慮

1 部活動への所属

- (1) 部活動は、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、生徒一人一人の考えを大切にすることから、その入部については生徒の選択によるものとします。
- (2) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を踏まえて、柔軟に対応するものとします。

2 生徒の主体性の育成

- (1) 生徒が自分たちで目標や課題、部活動内での役割など設定し、その達成や解決に向けて必要な取り組みを考え、活動できるように支援します。
- (2) 部活動顧問は、大会等における成果を求めることに固執することなく、他の学校との交流などを含めて、目標に向かって練習に取り組めるよう配慮します。
- (3) 部活動顧問はリーダーを育成し、集団として生徒が主体的に活動に取り組めるよう配慮します。

3 会計及び経済的負担

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などを基に予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などについて計画を立案します。
- (2) 部活動顧問は、生徒会活動費等からの部活動費及び保護者から徴収した活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況について校長に報告します。
- (3) 校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認します。
- (4) 部活動顧問は、徴収した活動費の執行状況について保護者に公表します。
- (5) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮します。

Ⅵ その他

今後、（町）ガイドラインを踏まえた部活動の見直し、検証を進めながら、必要に応じて改定するものとします。